

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第279回 最高裁が発表した2025年独占禁止典型事例（上）

2025年9月に中国最高人民法院（以下「最高裁」という。）が発表した5件の独占禁止典型事例は、いずれも地方中級人民裁判所の第一審判決後に最高裁に直接上訴し、終審判決が下された事例である。当該典型事例の終審判決の内容はいずれも重要な参考価値があるため、全事例を2回に分けて解説する。

◇典型事例の要点

1、行政権力濫用による「シェアバイク」の排除・競争制限事件

▽事件概要

オンラインレンタルサイクル業者であるA社は、某市行政審査認可局とビッグデータセンターがシェアサイクルのフランチャイズ経営権を違法に設定・実施したことは行政権力濫用による競争の排除・制限にあたるとして行政訴訟を提起し、行政行為の取消を請求した。第一審裁判所は当該請求を棄却したため、A社はこれを不服とし上訴した。

▽終審判決の要点

最高裁は、行政審査認可局とビッグデータセンターが同市シェアサイクル分野でフランチャイズ経営権を設定して特定の会社に付与する行為は、実質的に行政機関が行政権を行使して取引を制限する行為に相当しており、合法性・合理性に欠け、競争を排除・制限する効果を持つと判断した。これは独占禁止法が禁じる行政権力濫用による競争の排除・制限に該当する。また、提出された証拠は、訴訟対象行為を取り消すことは国家と社会の利益を損なうことになることを証明するには不十分であるとし、最高裁は第一審判決を覆し、A社の請求を支持した。

▽参考意義

本件は行政機関による合法的フランチャイズ経営権設定の境界を明確にした。

2、「セメント協会水平的独占協定」行政処罰事件

▽事件概要

B省セメント協会は認可を経て設立された業界協会である。2019年5月、B省市場監督管理局は、当該セメント協会が業界企業を組織し値上げを行っているとの通報を受けた。調査の結果、同セメント協会はB省某地域のセメント企業13社に対して製品価格を一律値上げする独占協定の締結を何度も組織しており、関連企業による値上げの実施を幫助していたため、2022年6月28日、独占禁止法関連規定違反により違法行為停止命令及び罰金50万円の行政処罰を受けた。セメント協会は行政不服審査と行政訴訟を提起したが、いずれも第一審で棄却されたため、最高裁に上訴した。

▽終審判決の要点

最高裁は、セメント協会が様々な方法で意思疎通の場を設け、現地主要セメント企業の販売価格問題に関する話し合いを複数回組織しており、関連セメント企業の水平的独占協定の締結と価格改定の実施を積極的かつ自発的に計画、組織、幫助、推進し、主導的役割を果たしたと判断した。よってセメント協会には、業界経営者を独占行為に関与させてはならないという独占禁止法の違反が認められる。また、行政機関によるセメント協会の違法行為認定には十分な事実根拠があり、罰金額も過罰相当の原則に合致することから、最高裁は上訴を棄却し原判決を維持した。

▽参考意義

本件は協会組織行為の違法性認定基準を明確にした。

3、「原薬樟腦の水平的独占協定」行政処罰事件

▽事件概要

当該独占行為発生時、中国国内で原薬樟腦を生産していたのはH社、Y社、J社だけであり、H社とY社は合成樟腦、J社は天然樟腦を生産していた。独占を疑う通報を受けた某省市場监督管理局が3社及び関連企業を調査した結果、3社による水平的独占協定の締結とその実施が認定され、2021年5月31日に行政処罰としてH社に違法行為の停止と違法所得の没収、及び前年度売上の5%の罰金が科された。H社は行政不服審査と行政訴訟を提起したが共に第一審で棄却されたため、これを不服とし最高裁に上訴した。

▽終審判決の要点

(1) 天然樟腦と合成樟腦は用途、品質検査、販売ルート等が基本的に同一で、川下市場の完成薬メーカーは両者を自由に代替使用でき、需要の代替性が高い。3社は国内の原薬樟腦市場で競争関係にある。

(2) H社とY社は販売市場を分割し、商品価格を固定（工業用合成樟腦の委託加工条件を原薬樟腦の市場価格に連動させる）する水平的独占協定を締結し、実施していたことが判明した。3社は合意価格を完成薬メーカーへの見積ベースとし、川下企業に合意価格を受け入れるよう仕向けており、商品価格の固定若しくは変更という水平的独占協定の締結、実施が認定された。また、価格競争排除という反競争的効果も加わり、川下の完成薬メーカー及びエンドユーザーの利益を深刻に損なっている。

(3) 独占行為によりH社は明らかに利益を得ており、かつ行政機関の調査に協力せず、行政機関が科した前年度売上高の5%の罰金は過罰相当の原則に合致するため、最高裁は上訴を棄却し原判決を維持した。

▽参考意義

本件は「原薬樟腦」の関連市場範囲を確認すると同時に、行政機関による罰金額確定の合法性も評価した。